

令和4年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会 次第

1 開会のことば

2 表彰

- (1) 高知県安全安心まちづくり功労団体等の表彰
- (2) 高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター入賞作品の発表・表彰

3 受表彰者代表挨拶

4 会長挨拶

5 記念写真撮影

6 新規参加構成員の紹介

7 議事

- (1) 議題1 令和4年度の取組実績について
- (2) 議題2 令和5年度の重点テーマについて
- (3) 議題3 令和5年度の事業計画について

8 高知家安全安心まちづくり宣言

9 閉会のことば

令和4年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受表彰者

【団体の部】

(敬称略)

団体名	主な功績の概要
前浜タウンポリス	<p>南国市前浜地区の安全安心を守ることを目的として発足。 児童の登下校時の安全を守る見守り活動や、通学路における見通しの悪いところなどの草刈り、児童の持久走の際、走路の交通誘導を行う等、地域の児童・生徒の安全を確保する積極的な活動を行った。 また、警察や地域安全協会と連携のうえ、コンビニ・郵便局等で特殊詐欺被害防止の啓発活動を行い、地域の安全で安心なまちづくり推進に貢献した。</p>
高知県立伊野商業 高等学校生徒会	<p>「自分たちで企画立案し、行動していく生徒会活動」という伝統を引継ぎ、伊野商業高校の生徒会役員を中心に活動。 いの地区の少年警察ボランティア協会、地域安全協会、警察署と連携のうえ、自転車盗難被害防止活動や特殊詐欺被害防止の広報啓発活動等に献身的に取り組んでいる。 地道ながらも継続してきたその活動は、地域住民や学校関係者にも喜ばれており、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。</p>
高須地区地域安全 推進協議会	<p>高知市内高須地区の地域安全推進員により設立。同地区の児童のため、青色回転灯装着車両(青パト)を使用して通学路の見守り活動を実施。 また、地域安全協会、警察署等と連携して、特殊詐欺被害防止の広報啓発活動等の防犯活動や、防災に関する啓発活動を実施するなど、長年にわたり、地域に根ざした子ども見守り活動や防犯パトロール活動等の安全活動にも尽力しており、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。</p>

令和4年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受彰者

【個人の部】

(敬称略)

個人名	主な功績の概要
おおきた じょせい 大北 助正	<p>平成6年に安芸地区地域安全推進協議会員として防犯活動を開始以降、会長に就任後も現在まで約20年以上の長期にわたり継続した防犯活動に従事しており、自ら率先して他の班員の模範となるよう活動を続けている。</p> <p>主な活動は「通学路安全の日」における登下校見守り、各種イベント開催会場における防犯・犯罪被害防止啓発、金融機関における特殊詐欺被害防止啓発等であり、自らの所属する安芸市伊尾木地区だけに留まらず、安芸市内における地域安全協会や他団体主催の様々な活動へも積極的に参加している。</p> <p>その活動は地域住民と警察との架け橋となるべく尽力されており、地域住民はもとより駐在所員からの信頼も厚く、積極的な地域貢献により、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。</p>
かみおか きよひろ 上岡 清宏	<p>平成18年、宿毛市西町地域安全推進員を委嘱されて以降、班長や副会長を再任し、現在に至るまで宿毛市西町を中心に献身的に地域貢献活動に従事している。</p> <p>具体的な活動は、特殊詐欺被害や空き巣被害防止に関する定期的な防犯パトロールや通学路街頭啓発、登下校見守り活動等に従事している。</p> <p>また、近年多発する特殊詐欺被害に関して、警察署や地域安全協議会と協働で行う防犯キャンペーンに参加する等、継続的な防犯活動に従事するほか、班長としての経験を生かして、後進への指導をする等、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。</p>

【小学生の部】

☆ 最優秀



日高村立日下小学校
たにぐち こうやく
谷口 昊翼 さん

作品説明
交差点で信号が赤になっても止まらない車がいるので、赤になっても左右確認して通るよう心がけることを意識して描きました。

☆ 優秀



土佐市立蓮池小学校
しもむら しゅが
下村 珠雅 さん

作品説明
あいさつをして、犯罪をなくしたいと思い、描きました。

【小学生の部】

☆ 佳作



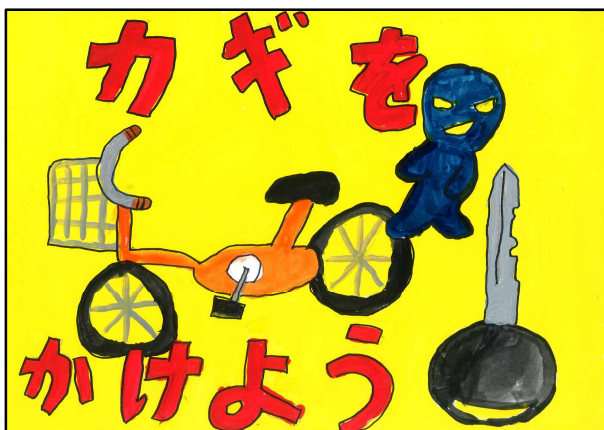
高知大学教育学部附属小学校

まさき いと
正木 維十 さん



高知大学教育学部附属小学校

ひろはま はるか
廣濱 陽佳 さん



土佐市立蓮池小学校

しもむら
下村 うみり さん



土佐市立蓮池小学校

てらした とうか
寺下 橙花 さん

【中学・高校生の部】

☆ 最優秀

南
国
市
立
北
陵
中
学
校
ま
つ
い
松
井
じ
ゆ
ね
珠
寧
さ
ん



作品説明

誰でもパツと見ただけで、詐欺に関するポスターだと分かるように、「見やすい、わかりやすい」をテーマにして作成しました。

☆ 優秀

高
知
県
立
高
知
小
津
高
等
学
校
や
ま
な
か
山
中
あ
や
ね
綾
音
さ
ん



作品説明

信号を守らなかつた車が自転車と衝突して事故を起こし、車のバックミラーには、倒れた自転車が映っているという作品です。

【中学・高校生の部】

☆ 佳作



南国市立北陵中学校
さかもと あやめ
坂本 彩芽 さん



高知県立高知小津高等学校
やまなか ことね
山中 琴音 さん



高知県立高知工業高等学校
やまさき はるな
山崎 遥菜 さん



高知県立高知工業高等学校
ふくだ しょうどう
福田 尚沓 さん

議題 1 令和4年度の取組実績について

資料内の数値は、令和4年12月末時点での暫定値です。
(※以下資料も同じ)

1 令和4年度重点テーマに基づく主な取組について

《 地域で子どもを見守ろう 》

【主な取組】 ※()は令和4年12月までの実績

- 市町村によるスクールガード・リーダーの委嘱 令和4年度:21市町村、39人
- 「あんしんFメール」登録の促進(登録数:19,073人、情報発信数:157件)
- ラジオを活用した広報啓発 (県警察1回、県1回)
- 保育所等における防犯教室や不審者対応訓練
(誘拐被害防止教室:156回、不審者対応訓練:161回)
- 通学路安全の日(毎月第3木曜日)の活動(通年実施)
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発(第1号約98,000部)
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発(第2号、第3号、各号約380部)
- 安全シェルター等の登録
(子供110番の家:2,775戸、子供110番の車:912台)

《子どもが被害にあった刑法犯の認知状況》

※ 犯罪被害における「子ども」とは20歳未満の少年

R3年	R4年	増減数	子どもが被害に遭った犯罪の種類別認知件数と割合					
			凶悪犯 粗暴犯	凶悪犯・粗暴犯被害 総数中、子どもの被害が占める割合	強制・公然 わいせつ	強制・公然わいせつ被害 総数中、子どもの被害が占める割合	窃盗犯	窃盗犯被害総数中、 子どもの被害が占める割合
379件	454件	75件	48件	21%	14件	42%	374件	20%

《子どもに対する声かけ事案等認知件数》

《声かけ事案等の対象者別集計》

H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
362件	322件	289件	269件	221件

	小学生	中学生	高校生	その他	合計
R3年	108件	61件	72件	28件	269件
R4年	109件	47件	48件	17件	221件
増減数	1件	-14件	-24件	-11件	-48件

《子どもが巻き込まれた交通事故発生件数》

※ 交通事故における「子ども」とは中学生以下の少年

	件数	死者	負傷者
R3年	62件	0人	62人
R4年	47件	0人	45人
増減	-15件	±0人	-17人

【現状と課題】

令和4年中の子どもが被害者となる刑法犯の認知件数は、前年と比べ75件増加しており、その中でも、わいせつの被害に遭う割合が、他の犯罪と比べて高くなっています。

一方、子どもに対する声かけ事案等の認知件数は、前年と比べて48件減少しており、刑法犯認知件数も減少していることから取り組みの一定の効果は窺われますが、誘拐等の凶悪事件につながる危険性のある声かけ事案は221件発生しています。

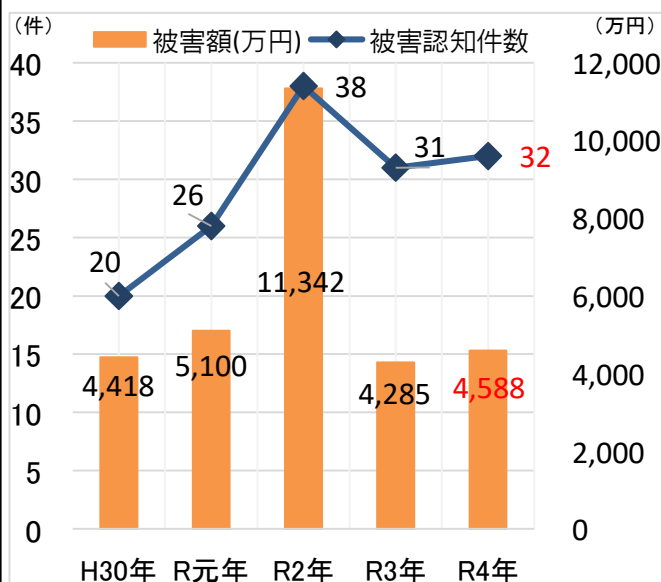
子どもの安全対策は、地域住民、保護者又は学校関係者など、地域全体で対策への共通意識を持ち、今後も、連携した見守り活動を強く推進していく必要があります。

《 特殊詐欺の被害を防ごう 》

【主な取組】※()は令和4年12月までの実績

- 街頭キャンペーンなどによる広報啓発 (582回)
- ラジオを活用した広報啓発 (県警察3回、県1回)
- あんしんFメールによる特殊詐欺被害注意情報の発信(発信件数35件)
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発 (第1号 98,000部)
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発 (第1～3号、各号約380部)
- 詐欺電話撃退装置「見張り君」貸出
- 特殊詐欺被害防止教室の実施 (263回)
- 金融機関等による被害の未然防止(60件)

《 被害額・被害認知件数の推移 》



《 令和4年 特殊詐欺被害状況 》

特殊詐欺の手口	件数	
		65歳以上
オレオレ詐欺	4	4
預貯金詐欺	1	1
架空料金請求詐欺	10	4
還付金詐欺	14	14
融資保証金詐欺	1	0
金融商品詐欺	0	0
ギャンブル詐欺	1	1
交際あっせん詐欺	0	0
その他の特殊詐欺	0	0
キャッシュカード詐欺盗	1	1
合計	32	25

高齢者の被害は全体の約78%

【現状と課題】

令和4年中の特殊詐欺被害の認知件数は32件、被害額は約4,588万円で、前年と比べ、被害件数・被害額ともに増加しました。

類型別として最も被害件数が多かったのは、市役所等の担当者を騙り「還付金を受け取れる」等と言って被害者をATMへ誘導した後、現金を送金させる手口「還付金詐欺」の被害であり、全体の約44%を占めています。

被害状況としては、特殊詐欺被害全体の約78%を高齢者が占めており、高齢者対象の被害防止対策が引き続き課題となっています。

また、社会情勢に応じて手口が多様化・巧妙化していることや、高齢者だけでなく、幅広い年齢層に被害が拡大しており、今後も引き続き取組を強化していく必要があります。

なお、特殊詐欺は、手口ごとに被害者層や被害金の交付形態等が異なることから、必要な被害防止対策を的確に行うことが重要で、高齢者に対しては、体験型や実演型の被害防止教室等によって、その危険性を体感してもらうとともに、あらゆる機会を通じた直接的、個別的な呼びかけにより、不審な電話を受けた場合などには、必ず家族や知人、警察などの行政機関への相談をしてもらう必要があります。

《 高齢者などを事故や事件から守ろう 》

【主な取組】 ※()は令和4年12月までの実績

- 春・秋・年末年始の交通安全運動(通年実施)
- 交通事故防止キャンペーンに伴う1万人訪問活動【9～12月の間】(12,179人)
- 高齢者を対象とした交通安全教室(431回、参加者数:5,358人)
- 高齢者アドバイザーによる高齢者宅訪問(20,695回、26,625人)
- 広報紙等による広報啓発活動
(交番・駐在所速報:286紙、33,145部 ミニ広報紙:1,736紙、463,224部)
- 高齢者を対象とした防犯教室(244回、参加者数:3,027人)
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発 (第1号、第3号、各号98,000部)
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発 (第1号、第3号、各号約380部)
- 女性を対象とした防犯教室(警察19回、県1回)

《県内の交通事故、高齢者の交通事故発生件数》

	件数	死者	負傷者	高齢者		
				件数	死者	負傷者
R3年	1,046件	25人	1,142人	482件	21人	249人
R4年	943件	26人	1,010人	451件	20人	270人
増減	-103件	1人	-132人	-31件	-1人	21人

《高齢者・女性が被害者となった刑法犯の認知状況》

	R2年	R3年	R4年	高齢者・女性が被害に遭った種類別 発生件数と割合(令和4年中)					
				窃盗被害	窃盗被害総数中、高齢者・女性が占める各割合	強制・公然わいせつ被害	強制・公然わいせつ被害総数中、高齢者・女性が占める各割合	詐欺被害	詐欺被害総数中、高齢者・女性が占める各割合
総数	2,719件	2,859件	2,723件	1,900件		33件		127件	
高齢者	358件	387件	395件	264件	13.9%	0件	0%	32件	25.2%
女性	818件	814件	846件	536件	28.2%	23件	69.7%	52件	40.9%

【現状と課題】

令和4年中の交通事故等の状況は、死者数は1人増加しているものの、発生件数、負傷者ともに減少しており、構成員の皆さまによる安全安心の取組についての効果が現れています。

交通事故で亡くなられた方のうち、高齢者(65歳以上)は20人で、全死者数の7割以上を占めており、これは昨年より割合は減少しているものの、まだまだ高いことから、今後も高齢者を中心とした交通安全対策を推進していかなければなりません。

また、令和4年に高齢者が被害にあった刑法犯認知件数や女性が被害に遭った件数共にいずれも増加していることから、引き続き、広報啓発活動や戸別訪問等の各種取組を推進していく必要があります。

《 鍵かけ運動を進めよう 》

【主な取組】 ※()は令和4年12月までの実績

- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発（第2号～3号、各号98,000部）
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発（第1～3号、各号約380部）
- ラジオを活用した広報啓発（県1回）
- 安全安心まちづくり啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報啓発
- 自転車盗難被害防止モデル校の指定と広報啓発
（指定54校〈指定校の内訳：小学校10校・中学校27校・高校17校〉）
- 自転車盗難被害防止啓発チラシの配布

《県内の刑法犯、主な窃盗犯の認知件数》

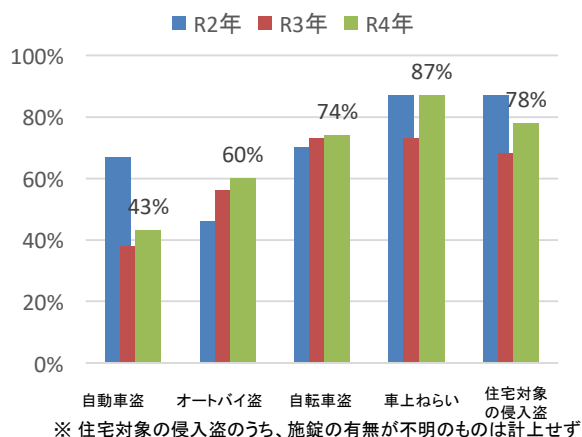
	認知総数	うち 窃盗被害	乗り物盗			車上ねらい	住宅対象 の侵入盗
			自動車盗	オートバイ盗	自転車盗		
R2年	2,719件	1,862件	6件	13件	683件	114件	120件
R3年	2,859件	2,016件	8件	18件	552件	100件	73件
R4年	2,723件	1,900件	7件	20件	574件	93件	127件

《令和4年中の窃盗被害認知と施錠の有無》

	自動車盗	オート バイ盗	自転車盗	車 上 ねらい	住宅対象 の侵入盗
被害件数	7件	20件	574件	93件	127件
施錠あり	4件	8件	148件	12件	26件
施錠なし 無締まり	3件	12件	426件	81件	99件

※ 住宅対象の侵入盗被害127件中、施錠の有無が不明は2件

《過去3年間の無施錠率の推移》



【現状と課題】

令和4年中の刑法犯全体の認知件数と窃盗被害の認知件数は、前年と比べいずれも減少しており、構成員の皆さまによる安全安心への継続的な取組についての効果が現れています。

窃盗被害をみると、その多くは「自転車盗」や「車上ねらい」といった乗り物に関する手口で、窃盗被害全体の約32%を占めています。

これらの手口による被害の多くは、施錠なし(又は無締まり)の状態被害にあっています。また、持ち家やマンションなどの住宅に侵入する盗難被害についても、約78%が無施錠の状態被害にあっています。

盗難被害防止のためには、鍵を確実にかけることが、身近で直ぐにできる防犯対策であり、重要な取組となることから、引き続き「確実な鍵かけ」を呼び掛けていく必要があります。

2 令和4年度の事業計画に基づく主な取組について

(1) 事業計画に基づく主な取組

- 3～4月 ・各構成員の令和3年度取組実績及び令和4年度取組予定を照会
- 5月 ・令和4年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集開始
- 6月 ・会報「安全安心まちづくりだより」（令和4年度第1号）発行
- 7月 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和4年度第1号）発行
- 8月 ・第1回幹事会の開催（書面開催）
 - ・各構成員の令和3年度取組実績及び令和4年度取組予定を公表
 - ・ブロック別区市町村担当者会（高知県内の3ブロックで実施）
- 9月 ・安全安心まちづくり功労団体等表彰推薦受付開始
 - ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和4年度第2号）発行
 - ・会報「安全安心まちづくりだより」（令和4年度第2号）発行
- 10月 ・安全安心まちづくり啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催
 - ・地域安全運動イベント「高知県民のつどい」
- 11月 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和4年度第3号）発行
 - ・会報「安全安心まちづくりだより」（令和4年度第3号）発行
- 12月 ・安全安心まちづくりポスター選考会の開催
 - ・安全安心まちづくり功労団体等表彰審査委員会の開催（書面開催）
- 1月 ・第2回幹事会の開催
- 2月 ・総会の開催
- 3月 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和4年度第4号）発行予定
 - ・会報「安全安心まちづくりだより」（令和4年度第4号）発行予定
- 通年 ・安全安心まちづくりに取り組む企業・団体等に推進会議参加を呼び掛け令和3年度総会時から後、新たに2社が構成員として参加

(2) 全国地域安全運動期間中（10/11～10/20）の主な取組

- ・10月16日 「安全安心まちづくりひろば」の開催
イオンモール高知内南コートにおいて開催
防犯レター作成コーナー、防犯クイズラリー、安全安心まちづくりパネル展示、
特殊詐欺被害防止パネル展示、自転車用ヘルメットの展示・着用啓発等を実施。
- ・ラジオ、新聞広告等による広報啓発

議題2 令和5年度の重点テーマについて

社会的弱者である子ども達を犯罪から守ることは、安全で安心なまちづくりの要といえます。近年、子どもが被害となる刑法犯の認知件数は増加傾向にあり、誘拐や性犯罪等の凶悪犯罪へとつながる危険性のある声かけ事案等の認知件数は、未だ220件を超えています。このことから、引き続き「子どもを守る」という共通認識を持ち、見守り活動を継続します。

昨年の特種詐欺被害は、一昨年と比べて被害件数が1件増加の32件、被害総額は約303万円増加の約4,588万円に上っており、多くの方が被害に遭っている状況です。また、社会情勢に応じた手口など、その犯行態様は多様化し、全世代で被害が拡大していることから、引き続き被害防止に向けた活動を力強く推し進めます。

高齢化率が上昇する本県では、高齢者が関係する特種詐欺、悪質商法等の犯罪被害や交通事故に対処していくことが重要です。これらの被害を防ぐためには、防犯ボランティア団体と関係機関が連携して、あらゆる機会を活用した啓発情報の発信や各種教室の開催などの活動を拡充し継続していきます。

刑法犯の認知件数のうち約7割が窃盗被害ですが、その多くが鍵をかけていない状態で被害にあっています。住まいを狙った侵入窃盗についても、無締まりの箇所から侵入される被害が多く発生していることから、「鍵かけ」という基本的な防犯対策を通して、「自らの安全は自らで守る」という意識を醸成してもらうことが必要です。

以上のことから、令和5年度の重点テーマを次のとおり定めます。

重点テーマ（案）

地域で子どもを見守ろう

特種詐欺の被害を防ごう

高齢者などを事故や事件から守ろう

鍵かけ運動を進めよう

議題3 令和5年度の事業計画について

県民の防犯意識の醸成に努めるとともに、県民、事業者、地域で活動する団体等による犯罪のない安全で安心なまちづくりへの気運を高めることを目的とし、感染症対策を取り入れるなど、新しい価値観に応じた各種行事の開催や広報媒体の利用によって効果的な取組を行います。

1 令和5年度の高知県安全安心まちづくり推進会議の事業計画（案）

- 4月 ・各構成員の令和4年度取組実績及び令和5年度取組予定を照会
・第4次推進計画に基づく取組事項等について（庁内照会）
- 5月～10月 ・安全安心まちづくりポスターの募集
- 6月～2月 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（年4回）
- 6月～2月 ・会報「安全安心まちづくりだより」の発行（年4回）
- 7月 ・第1回幹事会の開催
・各構成員の令和4年度取組実績及び令和5年度取組予定を公表
- 8月 ・ブロック別県市町村担当者との意見交換会
- 9月～10月 ・安全安心まちづくり功労団体等表彰推薦の受付
- 10月 ・全国地域安全運動期間の取組への協力
・安全安心まちづくり啓発イベントの開催
- 11月 ・安全安心まちづくりポスター選考会の開催
- 1月 ・安全安心まちづくり功労団体等表彰審査委員会の開催
・第2回幹事会の開催
- 2月 ・総会の開催

2 全国地域安全運動期間中（10/11～10/20）に行う事業（案）

（公社）高知県防犯協会及び高知県警察とともに、県民の皆様、事業者、地域で活動する団体、行政担当職員等を対象とした啓発を行います。

また、犯罪や事故のない安全で安心な地域社会づくりをテーマとしたイベントを開催して、安全安心まちづくりの啓発を行います。

- 「安全・安心なまちづくりの日 高知県民のつどい」への共催
- 安全安心まちづくり啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催
- テレビやラジオ・広報紙等を活用した集中的な広報啓発

「高知家」安全安心まちづくり宣言

安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、県民すべての願いです。

私たちの身近なところで起きる犯罪の被害から、自分や家族、地域を守るためには、県民一人ひとりが防犯意識を高め、子どもや高齢者の見守り活動など、できることから取り組んでいくことが必要です。

ここに私たちは「高知県はひとつの大家族」との思いのもと、人権を尊重し、人と人とのつながりを大事にして、相互に助け合い・協力しながら、次のとおり安全安心まちづくりに取り組むことを宣言します。

- 一、 毎年度の事業計画に、安全安心まちづくりの取組を盛り込み、自らの活動として取り組んでいきます。
- 一、 自らの活動を通じて、安全安心まちづくりの考え方が広く浸透するように努め、県民によって支えられる運動としていきます。
- 一、 各地域で行われる安全安心まちづくり活動に参加・協力し、事件・事故などの被害防止につなげます。



令和5年2月8日

高知県安全安心まちづくり推進会議

「高知家」とは

高知県の一番の魅力、家族のようにあたたかい「高知県人＝人」に着目し、高知県を一つの大きな家族に例えて、県全体で取り組むキャンペーンです。

高知県安全安心まちづくり推進会議規約

(名称)

第1条 この会議は、「高知県安全安心まちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第11条に基づき、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすことのできる高知県を目指して、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する重点的な取り組みに関する協議
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する情報及び意見の交換
- (3) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する普及啓発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、本会議の目的に賛同し、県域にわたって安全安心まちづくりの活動を展開している団体等及び行政機関並びに有識者で構成する。

- 2 推進会議に参加を希望する団体等及び行政機関は、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を受けるものとする。
- 3 推進会議の構成員は、退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。
 - 3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
 - 5 役員の任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとし、再任を妨げない。
 - 6 役員が任期満了等により構成員の代表者を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。

(総会)

第6条 推進会議の総会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長不在の場合は、会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 規約の改廃その他重要な事項は、総会において審議する。

3 総会は公開とする。

4 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員(以下「幹事」という。)は、会長が別に定める推進会議の構成員から選出された者とする。

3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の審議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項

5 第5条第5項及び第6項、前条第1項、第3項及び第4項の規定は、幹事会において準用する。

この場合において、これら条文中「役員」とあるのは「幹事」と、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「代表幹事」と読み替え、第5条第6項に「構成員の代表者」とあるのは「推進会議の構成員たる所属団体の役職等」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、高知県、高知県教育委員会及び高知県警察本部の高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例の所管課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年1月25日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、推進会議の設立総会に限り、高知県知事が招集する。

附 則(平成21年2月10日改正)

一 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

附 則(平成26年2月7日改正)

一 この規約は、平成26年2月7日から施行する。

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(令和5年2月8日現在)

番号	区分	構成員名
1	防犯活動団体	公益社団法人 高知県防犯協会
2		高知県地域安全アドバイザー連絡会
3		高知県タウンポリス連絡協議会
4	地域活動団体	高知県民生委員児童委員協議会連合会
5		公益財団法人 高知県老人クラブ連合会
6		高知県連合婦人会
7		社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
8		一般社団法人 高知県交通安全協会
9		高知県交通安全指導員協議会
10		高知県交通安全母の会連合会
11		高知県少年警察ボランティア協会
12		公益財団法人 高知県身体障害者連合会
13		高知市老人クラブ連合会
14		高知県安全安心まちづくり「みのり会」
15		あさひのこどもを守る会
16		高知県更生保護女性連盟
17		こどもの安全の確保に関する団体
18	高知県小中学校長会	
19	高知県スクールガード・リーダー連絡協議会	
20	事業活動に関する団体等	高知県経営者協会
21		高知県商工会議所連合会
22		高知県商工会連合会
23		高知県旅館ホテル生活衛生同業組合
24		公益社団法人 高知県建築士会
25		高知県金融機関防犯連合会
26		高知県石油業協同組合
27		高知県理容生活衛生同業組合
28		高知県遊技業協同組合
29		一般社団法人 高知県トラック協会
30		一般社団法人 高知県警備業協会
31		一般社団法人 高知県指定自動車学校協会
32		株式会社ドコモCS四国高知支店
33		日本貸金業協会高知県支部

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(令和5年2月8日現在)

番号	区分	構成員名	
34	事業活動に関する 団体等	西日本電信電話株式会社高知支店	
35		株式会社 高知銀行	
36		四国電力株式会社高知支店	
37		一般社団法人 高知県産業廃棄物協会	
38		高知県自転車二輪車商協同組合	
39		四国コカ・コーラボトリング株式会社高知支店	
40		株式会社 四国銀行	
41		リコージャパン株式会社四国支社高知事業部	
42		一般社団法人 高知県建設業協会	
43		NPO法人 高知県防犯設備協会	
44		セキスイハイム東四国株式会社	
45		ダイドー・タケナカベンディング株式会社	
46		株式会社 ほっかほっかフーズ	
47		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
48		損害保険ジャパン株式会社高知支店	
49		全国共済農業協同組合連合会高知県本部	
50		株式会社ローソン高知	
51		セコム高知株式会社	
52		株式会社フジ	
53		株式会社ダスキン中国・四国地域本部	
54		ミタニ建設工業株式会社	
55		高知ヤクルト販売株式会社	
56		一般社団法人高知県ハイヤー協会	
57		ヤマト運輸株式会社高知主管支店	
58		有限会社 四国浄管 (新規)	
59		富国生命保険相互会社高知支社 (新規)	
60		有識者	弁護士
61			経営者協会参与
62		行政機関	高知県市長会
63	高知県町村会		
64	高知市		
65	室戸市		
66	安芸市		
67	南国市		

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(令和5年2月8日現在)

番号	区分	構成員名
68	行政機関	土佐市
69		須崎市
70		宿毛市
71		土佐清水市
72		四万十市
73		香南市
74		香美市
75		東洋町
76		奈半利町
77		田野町
78		安田町
79		北川村
80		馬路村
81		芸西村
82		本山町
83		大豊町
84		土佐町
85		大川村
86		いの町
87		仁淀川町
88		中土佐町
89		佐川町
90		越知町
91		檮原町
92		日高村
93		津野町
94		四万十町
95		大月町

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(令和5年2月8日現在)

番号	区分	構成員名
96	行政機関	三原村
97		黒潮町
98		高知県
99		高知県教育委員会
100		高知県警察

高知県安全安心まちづくり推進会議 幹事選出団体
 (令和4年2月15日から令和6年2月14日)

(50音順)

番号	構 成 員 名
1	高知県商工会連合会
2	高知県小中学校長会
3	高知県小中学校PTA連合会
4	高知県タウンポリス連絡協議会
5	高知県地域安全アドバイザー連絡会
6	公益社団法人 高知県防犯協会
7	高知県民生委員児童委員協議会連合会
8	高知県連合婦人会
9	公益財団法人 高知県老人クラブ連合会
10	高知県教育委員会
11	高知県警察
12	高知県

メ 毛